

社会福祉法人大誠会役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人大誠会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第三条 理事が理事会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。但し、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第四条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が監事業務を理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

(報酬支払方法)

第五条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支払う。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

(改正)

第六条 この規程を改廃する場合は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年3月25日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

別 表

(1人あたり報酬額)

区 分	会議出席又は 監査業務等	決議の省略	年度総額 (上限)
理 事	5,000 円	3,000 円	30,000 円
評議員	5,000 円	3,000 円	20,000 円
監 事	5,000 円	3,000 円	50,000 円

但し、会議出席又は監査業務等の場合、交通費として別途1,000円を支払うことができる。